

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月(誕生日の前日がある月)から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例

10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から

(例：10月2日生まれの人の場合)

65歳

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4月～9月分は、加入している医療保険の保険料から「介護保険分」として納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書(現金)または口座振替で納めます。

介護保険料の納付が大変なとき

納付猶予や減免の制度があります。

次の1～4いずれかに該当すると思われる人は、介護保険課までお気軽にご相談ください。

1. 火災・風水害など災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
2. 世帯の生計を主として維持する人の死亡・入院などにより世帯の収入が減少した
3. 世帯の生計を主として維持する人の失業・売り上げ減少などにより世帯の収入が減少した
4. 生活に困窮している(市民税課税者と同一生計・扶養関係にない場合に限り)

減免の基準について

①収入減少・生活困窮に該当する基準

〈年間収入基準の一例〉

	1人世帯	2人世帯	3人世帯
持家の人	110万円未満	145万円未満	180万円未満
借家の人	130万円未満	165万円未満	200万円未満

※収入には、障害年金、遺族年金などの非課税年金を含めます。
(介護保険料の算定には含めていません)

②その他の基準

- ・預貯金等の額が上記各区分の金額の50%以下であること
- ・居住する住居以外に不動産を所有していないこと

上記①②ともに該当する人は、申請により保険料の3割(状況により5割)を減免します。

保険料を納めないでいると

未納期間に応じて、介護サービスを利用する際の利用者負担が引き上げられるなどの制限(※)がかかります。また、高額介護サービス費などの払い戻しが受けられなくなります。

(※) 利用者負担が1割又は2割の人 → 3割負担
利用者負担が3割の人 → 4割負担

令和6年度発行



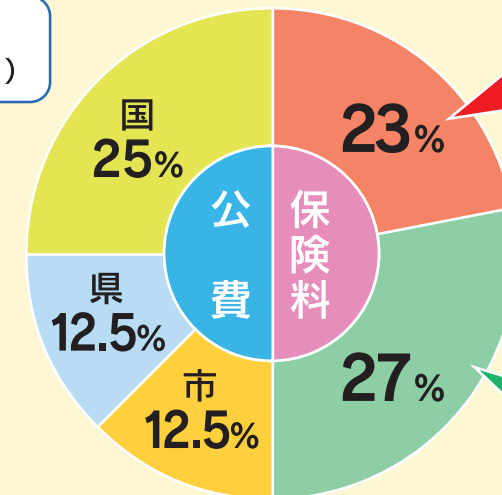
65歳以上の人(第1号被保険者)の 介護保険の保険料

第9期(令和6(2024)～令和8(2026)年度)

みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。
ご自身やご家族に介護が必要となったとき、安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護給付費の財源
(利用者自己負担は除く)

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は国や自治体の負担金などとともに、介護保険を運営するための大切な財源となります。
(財源構成は全国一律に定められています。)



65歳以上の人の
介護保険料
(第1号被保険者)

※伊勢崎市に
保険料を納めます

負担割合は、65歳以上の
人と40～64歳の人の人口比率
などをもとに決まります。

40～64歳の人の
介護保険料
(第2号被保険者)

※医療保険と一緒に納めます

介護保険料は介護保険事業計画に定める介護サービス費用見込額等に基づき、3年に一度の見直しを行います。令和6年度は第9期の介護保険料納付の初年度となります。第9期の保険料基準額は72,000円となっており、介護給付費準備基金の一部を取り崩すことで、第8期の保険料基準額72,000円を据え置きとしています。

保険料基準額の決め方

基準額
(年額)

=

伊勢崎市で
介護保険の給付に
かかる費用

×

65歳以上の人の
負担割合(23%)

÷

伊勢崎市の
65歳以上の人数

お問い合わせは

伊勢崎市役所 介護保険課 TEL.0270-27-2742(直通)
TEL.0270-24-5111(代表)

赤堀支所 市民サービス課 TEL.0270-62-9792

あずま支所 市民サービス課 TEL.0270-62-9909

境支所 市民サービス課 TEL.0270-74-0368

第9期の介護保険料

65歳以上の人の保険料は、伊勢崎市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「保険料基準額」をもとに、本人の所得や世帯の課税状況に応じた負担になるよう13段階の保険料に分かれます。

所得段階	対 象 と な る 人			保険料率	保険料(年額)
第 1 段階	・ 生活保護を受給している ・ 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給している ・ 世帯全員が市民税非課税で前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万円以下			基準額×0.285	20,500円
第 2 段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が、80万円超120万円以下	基準額×0.485	34,900円
第 3 段階			前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が、120万円超	基準額×0.685	49,300円
第 4 段階		同世帯に市民税課税者がいる	前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が、80万円以下	基準額×0.85	61,200円
第 5 段階			前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が、80万円超	基準額	72,000円
第 6 段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額	120万円未満	基準額×1.20	86,400円
第 7 段階			120万円以上210万円未満	基準額×1.30	93,600円
第 8 段階			210万円以上320万円未満	基準額×1.50	108,000円
第 9 段階			320万円以上420万円未満	基準額×1.70	122,400円
第10段階			420万円以上520万円未満	基準額×1.90	136,800円
第11段階			520万円以上620万円未満	基準額×2.10	151,200円
第12段階			620万円以上720万円未満	基準額×2.30	165,600円
第13段階			720万円以上	基準額×2.40	172,800円

※世帯とは…原則として4月1日現在の住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合には、その年度は資格取得日現在の世帯となります。

※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人等が受けている無拠出年金です。

※公的年金等収入金額とは…税法上の課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入をいい、課税対象とされない年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※合計所得金額…収入から必要経費などを控除した額です。申告分離課税の所得金額を含みます。(ただし、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。)雑損失・繰越損失は含みません。

介護保険料の納め方

納め方は受給する年金の額により特別徴収と普通徴収に分かれます。

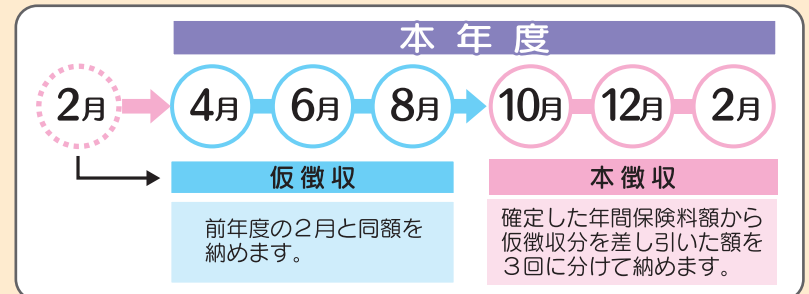
個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給する年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の人 → **【年金から差し引き】**になります

●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて差し引かれます。

65歳以上の人の保険料は、6月の市民税確定後に決定します。そのため、4月、6月、8月は暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月と同額を納めます。



特別徴収



本来、年金から差し引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

○保険料が増額になった

増額分を**【納付書】**または**【口座振替】**で納めてください。

○65歳になった

○他の市区町村から転入した
○保険料が減額になった
○年金が一時差し止めになった など

【納付書】または**【口座振替】**で納めてください。
その後、特別徴収の対象者として把握される月(おおむね6カ月後)から差し引きになります。
(※目安となりますので、送付された通知をご確認ください。)

年金が年額**18万円未満**の人 → **【納付書】**または**【口座振替】**で各自納めていただきます

●保険料の年額を、年間最大8回に分けて納めていただきます。

○市から送られる納付書により、取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、市役所及び各支所で納めます。(納付書裏面参照)

○ペイジー、クレジットカード、スマホ決済による納付も可能です。この場合、領収証書の発行は行いませんので、必要場合は金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

手続き

納め忘れのない、便利で確実な**口座振替がおすすめ**です!

①介護保険料の**納付書**、**通帳**、**印鑑(通帳届出印)**を用意します。

②取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、**申し込み**ます。

※口座振替の開始は、申込日の翌月末からになります。
申込日の月末にあたる納期分は、納付書で納めてください。

7/10 口座振替申込 →

7月末納期分は納付書で納めてください。
8月末納期分以降は口座振替になります。

